

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年9月29日
【発行者の名称】	株式会社 元気な介護 (Genkinakaigo Co., Ltd)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池田 元気
【本店の所在の場所】	北海道札幌市北区北20条西4丁目2-15 (注) 2026年11月から本店は下記に移転する予定であります。 北海道札幌市西区二十四軒3条5丁目1-14
【電話番号】	011-708-3000
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 島田 直樹
【担当J-Adviser及び担当S-Adviserの名称】	フィリップ・キャピタル証券株式会社
【担当J-Adviser及び担当S-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviser及び担当S-Adviserの本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門1丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ 森タワー
【担当J-Adviser及び担当S-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	03-3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market 札幌証券取引所 Sapporo PRO Frontier Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社 元気な介護 https://genkinakaigo.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/ 証券会員制法人札幌証券取引所 https://www.sse.or.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market及びSapporo PRO Frontier Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market及びSapporo PRO Frontier Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market及びSapporo PRO Frontier Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market及びSapporo PRO Frontier Marketにおいては、J-Adviser及びS-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Market及びSapporo PRO Frontier Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviser及びS-Adviserを選任する必要があります。J-Adviser及びS-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則及び札幌証券取引所のホームページ等に掲げられるSapporo PRO Frontier Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所及び札幌証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期
決算年月	2024年 6 月	2025年 6 月	2026年 6 月
売上高 (千円)	8,092,546	8,852,858	10,524,034
経常利益 (千円)	472,221	150,700	287,726
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	232,278	79,766	251,591
包括利益 (千円)	232,278	79,766	251,591
純資産額 (千円)	1,128,010	1,207,777	1,459,369
総資産額 (千円)	7,076,983	7,951,144	8,639,093
1株当たり純資産額 (円)	331.77	355.23	429.23
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 (円)	68.32	23.46	74.00
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	15.9	15.2	16.9
自己資本利益率 (%)	23.0	6.8	18.9
株価収益率 (倍)	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	602,284	137,011	874,106
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△649,990	△953,770	△150,785
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△139,053	559,273	△437,321
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,133,347	875,861	1,161,860
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	725 (723)	908 (856)	941 (910)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
4. 2026年3月16日開催の取締役会決議により、2026年4月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第21期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 第22期の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項及び証券会員制法人札幌証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第109条第5項の規定に基づき、かがやき監査法人の監査を受けており、第23期の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項及び証券会員制法人札幌証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第125条第3項の規定に基づき、かがやき監査法人の監査を受けておりますが、第21期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。

2【沿革】

2004年3月に創業者である滝野賢次郎が、老人福祉事業を主目的としてアイケアグループを運営しておりましたが、その中で、前身である有限会社アイケア札幌西を設立いたしました。その後の事業拡大を受け、2015年4月、株式会社元気な介護に商号変更いたしました。当社設立後の当社グループ（当社及び当社の関係会社）に係る主要事項は次のとおりであります。

2004年3月	北海道札幌市中央区に有限会社アイケア札幌西（資本金3,000千円）を設立
2005年9月	有限会社アイケア北海道へ商号変更
2012年7月	株式会社アイケア北海道に組織変更
2014年2月	滝野氏が保有株式を一部譲渡し、池田元気が筆頭株主となる
2015年4月	株式会社元気な介護へ商号変更 事業所ブランドを「アイケア」から「くらしさ」へ変更
2016年6月	株式会社エブリーの全株式を取得し子会社化
2017年10月	株式会社アシストの全株式を取得し子会社化
2019年2月	株式会社らしっくの全株式を取得し子会社化（現・連結子会社）
2019年4月	株式会社リーフィールを設立し子会社化（100%出資） 株式会社エブストの全株式を取得し子会社化（100%出資）
2021年1月	100%出資子会社の株式会社エブリー、株式会社アシスト、株式会社エブスト、株式会社リーフィールを吸収合併
2021年4月	有限会社幸房の全株式を取得し、同社及び同社の完全子会社である株式会社大幸を子会社化
2021年5月	本社を札幌市北区北20条西4丁目2-15に移転
2022年5月	有限会社幸房は株式会社幸房へ商号変更（現・連結子会社）
2022年7月	株式会社幸房は100%出資子会社の株式会社大幸を吸収合併 株式会社ケアミックス・ジャパンの全株式を取得し子会社化（現・連結子会社）
2022年11月	有限会社堀田介護サービスの全株式を取得し子会社化
2023年2月	株式会社プレーゴの全株式を取得し子会社化（現・連結子会社）
2024年8月	有限会社堀田介護サービスは株式会社元気な介護リングへ商号変更（現・連結子会社）
2024年10月	株式会社サンライフの全株式を取得し子会社化（現・連結子会社）
2025年1月	株式会社Y S Wの全株式を取得し子会社化（現・連結子会社）
2025年3月	有限会社プロケアの全株式を取得し子会社化（現・連結子会社）
2025年5月	廣辯株式会社の全事業を吸収分割で承継
2025年7月	アート園有限会社の全株式を取得し子会社化（現・連結子会社）
2026年2月	一般社団法人仁生会にしぼりの運営権を取得して、一般社団法人くらしさへ法人名を変更し事業を承継（現・連結子会社）

（注）当社の旧商号と同一の商号を使用する株式会社アイケア北海道（本店所在地：小樽市奥沢1丁目17-1）は、アイケアグループの株式会社アイケア小樽が2017年12月に商号変更した別法人であり、当社とは資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び関係会社）は、当社（株式会社元気な介護）及び子会社10社で構成され、北海道・岩手県・宮城県・東京都・千葉県・神奈川県・大阪府・広島県・福岡県において、総合的な介護サービス事業を展開しております。

なお、当社グループは介護福祉事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの情報は記載しておりません。

（１）当社の各事業の内容

（介護福祉事業）

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護では、24時間365日対応の訪問型サービスを提供しており、当社グループの在宅サービスの中核を担っております。定期訪問と緊急時の随時対応を組み合わせることで、利用者の在宅生活の継続を支援しております。

特に当社グループにおいては、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して本サービスを提供することで、住環境と在宅介護サービスを一体的に提供出来る体制を構築しております。

本サービスは定額報酬の介護サービスであり、利用者ごとの要介護度に応じた月額報酬により収益が構成されております。このため、収益は主として利用者数及び要介護度構成に基づき形成され、単価の安定性が高い特徴があります。

また、訪問看護との連携により、医療ニーズの高い利用者にも対応可能な体制を整備しており、利用者の重度化への対応力を強化するとともに、継続的なサービス利用の確保に寄与しております。

②通所介護（デイサービス）

通所介護は、在宅介護を支えるサービスの一つであり、利用者の日中活動の場として、入浴、排せつ、食事等の介護サービスに加え、機能訓練やレクリエーションを提供しております。

当社グループでは、地域ニーズに応じたサービス提供により、利用者の社会的孤立の防止や心身機能の維持・向上に寄与しております。また、他の在宅サービスとの連携により、利用者の継続的なサービス利用を促進しております。

③小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護では、要介護者に対して「通い」「訪問」「宿泊」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の支援を提供しております。

本サービスは定額報酬の介護サービスであり、登録利用者ごとの要介護度に応じた月額報酬により収益が構成されております。また、登録定員が定められていることから、一定の利用者数を継続的に確保することで、収益の安定性が高い特徴があります。

当社グループにおいては、利用者の状態変化やニーズに応じて「通い」「訪問」「宿泊」を柔軟に組み合わせることで、在宅生活の継続を支援しております。これにより、利用者は環境を大きく変えることなくサービスを利用することが可能となり、継続的なサービス利用につながっております。

また、同一事業所において継続的にサービスを提供することにより、登録利用者数の維持及び稼働の安定を通じて、収益基盤の安定化につながっております。

④住宅型有料老人ホーム

住宅型有料老人ホームは、当社グループの主力事業であり、安定的なストック型収益の基盤となっております。

当社グループの主たるサービス形態は、住宅型有料老人ホームにおける住居提供を基盤とし、同一建物内又は近隣において展開する「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「小規模多機能型居宅介護」といった在宅サービスを組み合わせることにより、利用者の状態に応じた包括的な介護サービスを提供するものであります。

これにより、入居者は住み慣れた環境の中で継続的にサービスを受けることが可能となり、当社グループにおいては入居率の安定化及びサービス利用の拡大による収益機会の最大化を図っております。

また、利用者の要介護度の変化に応じて柔軟にサービス内容を調整できる体制を構築しており、在宅生活の継続支援及び地域包括ケアの実現に寄与しております。

⑤住宅（サービス付き高齢者向け住宅・運営委託）

住宅（サービス付き高齢者向け住宅・運営委託）では、年金収入のみの利用者でも入居できるように高額な入居一時金は設定せず、安心して生活を継続していけるように月々の家賃を低価格に設定しております。住宅においては、食事や見守り等のサービスも提供しており、食事は栄養士が作成する献立で健康に配慮し提供しております。

⑥介護付有料老人ホーム

介護付有料老人ホームでは、利用者に食事の提供、入浴・排泄の介護のほか、日常生活の介護支援を行っております。さらに健康相談やレクリエーション、イベントのサービスも行っております。

⑦特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護では、住居の提供、食事、洗濯等の生活援助だけでなく、食事介助、排泄介助、入浴介助等身体介助やリハビリサービスを行っており、生活相談、安否確認、ケアプランの作成等のマネジメント業務も行っております。

⑧認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）では、認知症の高齢者が共同生活しながら、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話、機能訓練等のサービスを受けることで、認知症の症状を穏やかにして、可能な限り自立した自分らしい日常生活ができるように支援しております。

⑨訪問看護

訪問看護では、看護師等が利用者の居宅を訪問し、療養生活の支援を行っております。

当社グループにおいては、住宅型有料老人ホームの入居者に対するサービス提供に加え、定期巡回・随時対応型訪問介護看護との連携を前提とした一体的なサービス提供体制を構築しております。これにより、医療ニーズの高い利用者への対応を可能とし、介護サービス単体では対応が困難なケースにも対応しております。

さらに、一般在宅の利用者に対するサービス提供も強化しており、地域におけるサービス提供範囲の拡大により、新規利用者の獲得及び収益機会の創出につながっております。

また、在宅での看取り対応を含めた支援体制を整備することで、利用者の長期的なサービス利用の継続にもつながっております。

⑩訪問介護

訪問介護では、要介護状態になった場合において、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活ができるよう、かかりつけ医師の指示のもと、利用者が住み慣れた居宅に介護士が訪問し、より快適に安心して生活できるように利用者の在宅治療をサポートしております。

⑪居宅介護支援

居宅介護支援では、介護保険申請の代行業務、居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成、介護保険施設の紹介等の介護支援サービスの提供、高齢者からの相談に介護支援専門員（ケアマネジャー）が親身に対応しております。

⑫福祉用具貸与・販売

福祉用具貸与・販売は、自宅での介護負担を軽減するために必要な福祉用具の貸与及び販売行っております。

⑬短期入所生活介護

短期入所生活介護では、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持回復や機能訓練の実施等を行っております。家族の介護の負担軽減などを目的として利用されるケースもあります。

⑭看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、通所介護を中心としながら必要に応じて、ショートステイや訪問介護、訪問看護を受けることができるサービスであり、地域密着型サービスのため医療面においても安心してご利用できるサポートをしております。

⑮生活介護

生活介護では、障害者総合支援法に基づき、常時介護を必要とする障がい者に対して、日中における入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供しております。

⑯就労継続支援B型

就労継続支援（B型）では、障害者総合支援法に基づき、一般就労が困難な障がい者に対して就労機会の提供や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のための支援を行っております。

⑰放課後等デイサービス

放課後等デイサービスでは、児童福祉法に基づき、学校就学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中に生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等を行っております。

⑱認知症対応型通所介護（デイサービス）

認知症対応型通所介護（デイサービス）は、利用者定員が12名以下と定められているため、利用者同士のコミュニケーションが図れることやスタッフが認知症に精通しており利用者や家族が安心できるサポートをしております。

⑲地域密着型通所介護（デイサービス）

地域密着型通所介護（デイサービス）は、要介護者に対して日帰りで施設に通所いただき、入浴、排せ

つ、食事等の介護及び機能訓練等を提供するサービスであります。
(その他の事業)

⑳温泉施設事業

その他の事業として温泉施設事業を行っております。

なお、当社の事業に対する法規制上の指定・監督の状況は以下のとおりであります。

都道府県・ 政令指定都市・中核市が指定・監督を 行うもの	・通所介護 ・訪問介護 ・訪問看護 ・居宅介護支援 ・特定施設入居者生活介護 ・短期入所生活介護 ・福祉用具貸与・販売 ・介護付有料老人ホーム ・障害福祉サービス（就労継続支援B型、生活介護、放課後等デイサービス）
市区町村が指定・監督を 行うもの	・認知症対応型共同生活介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型通所介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
介護保険・障害福祉サービス以外	・住宅型有料老人ホーム ・住宅（サービス付き高齢者向け住宅・運営委託） ・温泉施設事業

(2) 当社の事業拠点所在地と事業拠点数

当社グループでは、政令指定都市並びに中核都市を中心に北海道・岩手県・宮城県・東京都・千葉県・神奈川県・大阪府・広島県・福岡県において、介護福祉事業をドミナント展開しております。事業区分別の事業拠点数は、下表のとおりであります。

2026年6月30日現在

区分		事業拠点数
介護福祉事業	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13
	②通所介護（デイサービス）	20
	③小規模多機能型居宅介護	15
	④住宅型有料老人ホーム	29
	⑤住宅（サービス付き高齢者向け住宅・運営委託）	28
	⑥介護付き有料老人ホーム	8
	⑦特定施設入居者生活介護	8
	⑧認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	10
	⑨訪問看護	14
	⑩訪問介護	19
	⑪居宅介護支援	17
	⑫福祉用具貸与・販売	4
	⑬短期入所生活介護	1
	⑭看護小規模多機能型居宅介護	3

	⑮生活介護	1
	⑯就労継続支援B型	1
	⑰放課後等デイサービス	2
	⑱認知症対応型通所介護（デイサービス）	7
	⑲地域密着型通所介護（デイサービス）	7
その他の事業	⑳温泉施設事業	1
合計		208

（３）事業の特徴

ア．サービス提供エリア、拠点

需要が見込めるエリアの特性等を十分にリサーチし、現在展開する地域と運営管理の合理化・効率化、コスト削減、人員の効率的な配置等の相乗効果が期待できるエリアに新規開設またはM&Aによる事業展開を行っております。全国の政令指定都市並びに中核市を中心に、ドミナント効果を狙った拠点展開を行っております。

また、同一エリア内に複数の事業所を配置することにより、利用者紹介や人員応援等の拠点間連携を強化し、稼働率の向上及び人材配置の最適化を図っております。

これにより、事業運営の効率化及び安定的な収益基盤の構築を実現しております。

イ．地域密着型の事業展開

要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らしていけるように、各地域において低価格で入居可能な住宅と介護と医療の両面で支援可能な介護サービス拠点を設置し、利用者がその人らしく生活を継続していける体制を構築しております。また、当社が提供していない介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の施設系介護サービスについては、地域の他介護事業者との連携を強化する事で、どのような介護状態になっても地域の中で暮らしていけるような体制づくりを行っております。更に、訪問診療や歯科訪問診療、調剤薬局との連携を強化する事で医療依存度が高い状態になっても、安心して地域内で生活を継続して頂けるようにネットワークを構築しております。

このような地域環境を構築していく事で、地域包括ケアシステムの構築にも寄与しております。

また、在宅サービス、施設サービス及び生活支援サービスを一体的に提供することにより、利用者の状態変化に応じたサービス切替を可能とし、継続的なサービス利用につなげております。

これにより、利用者との長期的な関係性の構築及び安定的な収益確保を図っております。

ウ．外国人人材の活用

東南アジアの人材を中心に、日本での労働・資格取得に意欲のある人材を教育する機関と連携して、積極的に受け入れております。日本の介護事業所での勤務経験が長く、日本語の習熟度が高い介護資格（介護福祉士等）を有する人材と日本語の習熟度が低い人材でチームを作り、コミュニケーションがとり易い環境を事業所内で構築しております。

また、入職後の教育体制や資格取得支援体制を整備することで、段階的なスキル向上及び定着率の向上を図っております。今後の事業拡大において、人材不足が課題となる拠点に重点的に外国人人材を配置して充足させて参ります。

これにより、人材不足への対応と安定的なサービス提供体制の確保を実現しております。

エ．ＡＩ、ＩＣＴの活用

介護分野におけるＡＩ開発、大規模介護データベースの解析による科学的介護サービスの開発に積極的な会社と提携し、要介護者の方の尊厳を守りつつ、介護スタッフの労働負担を軽減化させるシステム導入を促進しております。具体的にはＡＩシフト作成システムを導入しており、ＡＩによる解析により各時間帯における最適な人員配置や従業員の希望、心的負担等を考慮したシフト作成を実現しております。

また、離床センサーやインカム等のＩＣＴ機器の導入により、利用者の状態把握の高度化及び従業員間の情報共有の迅速化を図っております。

これにより、業務効率化及び人件費の適正化を図るとともに、サービス品質の向上に取り組んでおります。

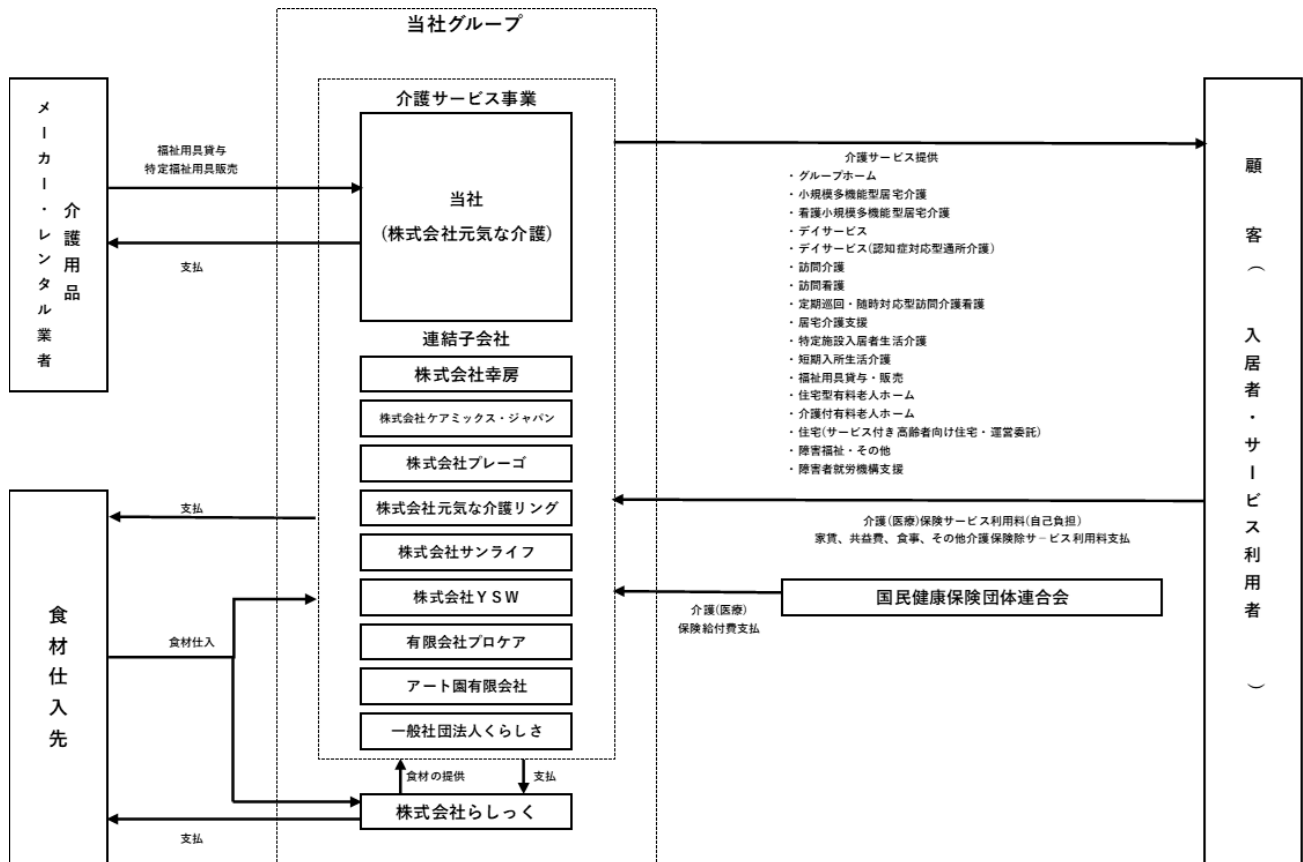
オ．多様なサービス展開による一体運営

当社グループは、在宅系サービス、施設系サービス及び介護保険外サービスを組み合わせた多様なサービス展開を行っており、利用者の状態やニーズに応じた柔軟なサービス提供を可能としております。

また、各サービス間の連携により、利用者の状態変化に応じたサービスの移行を円滑に行うことができる体制を構築しております。

これにより、利用者に対する継続的なサービス提供及び長期的な関係性の構築を図るとともに、安定的な事業基盤の確立に努めております。

カ．事業系統図



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社らしっく (注) 2	北海道札幌市 北区	6,000	食品卸事業	100.0	食材を仕入れている。 役員の兼任あり。
株式会社幸房 (注) 2	広島県広島市 南区	30,000	介護福祉事業	100.0	資金援助あり。 債務保証を行っている。 役員の兼任あり。
株式会社ケアミックス・ ジャパン (注) 2	宮城県仙台市 若林区	75,000	介護福祉事業	100.0	資金援助あり。 役員の兼任あり。
株式会社プレーゴ (注) 2	岩手県盛岡市	28,950	介護福祉事業	100.0	役員の兼任あり
株式会社元気な介護 リング (注) 2	大阪府大阪市 平野区	7,000	介護福祉事業	100.0	
株式会社サンライフ (注) 2	広島県広島市 南区	10,000	介護福祉事業	100.0	資金援助あり。 役員の兼任あり。
株式会社Y S W (注) 2	東京都港区	10,000	介護福祉事業	100.0	資金援助あり。 債務保証を受けている。 役員の兼任あり
有限会社プロケア (注) 2	北海道札幌市 北区	3,000	介護福祉事業	100.0	設備を賃借している。 役員の兼任あり
アート園有限会社 (注) 2	福岡県福岡市 博多区	3,000	介護福祉事業	100.0	資金援助あり。 役員の兼任あり。
一般社団法人くらしさ (注) 3	北海道函館市	-	介護福祉事業	-	資金援助あり。 役員の兼任あり。

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 一般社団法人くらしさについては、理事の派遣を通じて実質的に支配しているため、子会社としたものであります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年6月30日現在

従業員数(名)	941 (910)
---------	-----------

- (注) 1. 当社グループの報告セグメントは介護福祉事業のみであり、その他の事業セグメントは開示の重要性が乏しいため、セグメントごとの記載を省略しております。
2. 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を() 外数で記載しております。

(2) 発行者の状況

2026年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
633 (654)	49	5.8	3,197

- (注) 1. 当社の報告セグメントは介護福祉事業のみであり、その他の事業セグメントは開示の重要性が乏しいため、セグメントごとの記載を省略しております。
2. 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を() 外数で記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油価格の上昇を背景に物価が上昇する一方、雇用・所得環境の改善や力強い賃上げ、人手不足対応の省力化投資やA I 関連投資、インバウンド需要の堅調さに支えられ、緩やかな回復基調を維持しました。世界経済も、保護主義の高まりや地政学的リスクの影響を受けつつ、A I 関連投資の拡大や各国の金融政策に支えられ、総じて底堅く推移しました。もっとも、米国の関税政策の影響、中国経済の減速懸念、中東情勢をはじめとする地政学的リスクなど、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

介護業界におきましては、内閣府「令和8年版高齢社会白書」によれば65歳以上の人口割合は29.4%と過去最高水準に達しており、介護福祉サービスに対する需要は引き続き堅調に推移しております。一方で、介護人材の不足への対応、サービス品質及び生産性向上が引き続き重要な経営課題となっております。

このような状況の下、当社グループは「暮らしを支え、心を磨く」の経営理念の下、引き続き拡大傾向にある介護業界において、ご利用者様・ご家族様・従業員の暮らしを支え、事業を通じて社員一人ひとりが心を磨くことを目指しております。当社グループはご利用者様に安心して自分らしく暮らしていただけるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や(看護)小規模多機能型居宅介護等の地域密着型介護サービスを中心に、多様な介護サービスを展開しております。またM&Aにより取得した企業においては、既存エリアやサービスとのシナジーによる収益性と運営効率の向上を図り、事業の再生・成長を推進しております。さらに、介護業界で課題となっている人材不足に対しては、外国人人材の教育機関と連携した外国人介護人材の確保や、A I・ICTの積極的な活用による従業員負担の軽減等により、ご利用者様に質の高いサービスを提供する体制整備を進めております。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高が10,524,034千円（前年同期比18.9%増）、営業利益は189,316千円（前年同期比85.4%増）、経常利益は287,726千円（前年同期比90.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は251,591千円（前年同期比215.4%増）となりました。

なお、当社グループの報告セグメントは介護福祉事業のみであり、その他の事業セグメントは開示の重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ285,999千円増加し、1,161,860千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、874,106千円となりました。これは主に税金等調整前当期純利益が303,316千円、減価償却費が291,002千円および売上債権の増加が108,317千円となったこと等を反映したものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、150,785千円となりました。これは主に貸付による支出が110,721千円および有形固定資産の取得による支出が80,683千円となったこと等を反映したものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、437,321千円となりました。これは主に長期借入れによる収入が391,000千円、長期借入金の返済による支出が594,790千円及び社債の償還による支出が194,000千円となったこと等を反映したものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績は以下のとおりであります。

なお、当社グループの報告セグメントは介護福祉事業のみであるため、事業部門別に仕入実績を記載しております。

事業部門の名称	仕入高 (千円)	前年同期比 (%)
介護福祉事業	1,036,626	20.3
その他	15,112	20.4
合計	1,051,739	20.3

(注) 「その他」は温泉宿泊事業であります。

(3) 受注実績

当社グループは受注生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(4) 販売実績

当連結会計年度における販売実績は以下のとおりであります。

なお、当社グループの報告セグメントは介護福祉事業のみであるため、事業部門別に販売実績を記載しております。

事業部門の名称	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
介護福祉事業	10,459,702	19.0
その他	64,331	2.3
合計	10,524,034	18.9

(注) 1. 「その他」は温泉宿泊事業であります。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第22期連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)		第23期連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
北海道国民健康保険団体連合会	2,232,285	25.2	2,788,278	26.5
大阪府国民健康保険団体連合会	1,708,471	19.3	2,071,236	19.7

3 【対処すべき課題】

当社グループの介護サービス事業市場における競争激化や環境が大きく変化するなかで、事業領域の拡張、競争力と収益力の向上に努めます。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 人材の確保と教育

今後の介護サービス事業の需要拡大に伴い懸念される人材不足の問題は、当社グループにおいても重要な経営課題と認識しております。介護サービス提供者(介護福祉士・ホームヘルパー・ケアマネージャー・介護士等)が不足するなか、法改正によるサービス提供者の要件変更や当該サービスのクオリティに対する要求度も高まっており、引き続き優秀な人材を確保するため、適切な人材配置と教育研修による人材の育成を図り安定的に人材が確保できる体制の強化に取り組んでまいります。

(2) 社内管理体制の強化

社内管理体制におきましては、内部統制システムのさらなる強化を推し進め、業務効率の向上を図るとともに、安心・安全な情報セキュリティ体制、迅速な経営判断と情報開示体制に基づく強固なコンプライアンス体制の構築を図ってまいります。

(3) 介護保険制度の変動リスクへの対処

当社グループは、介護保険制度の変動リスクを軽減するため、更にご利用者の安心・安全・利便・生きがいの向上に役立つための介護サービス周辺の新規事業開発等の取り組みを積極的に進め、体質強化を図ってまいります。

(4) 財務体質の改善

当社グループは、介護サービス事業の対象市場は、人口動態的にみて今後15～20年は拡大基調が継続すると予測しており、積極的に事業の拡大を図ってまいります。当社グループは事業拡大に際して、設備投資による有利子負債比率が高い水準で推移しておりますが、M&Aによる投資案件は大概1～3年で黒字化し、回収に入っていけるビジネスモデルを確立しておりますので、必要な投資を着実に実行していくことが、当社グループの長期にわたる事業拡大と利益成長の礎となるものと認識しております。また、拡大基調にあっても着実な利益の獲得を源泉として、有利子負債の圧縮と自己資本比率の向上に努めることで、当社グループの財務体質の改善を図ってまいります。

(5) 感染症の拡大について

当社グループは、介護サービスという社会インフラとして重要な役割を担っている事業であるということに鑑み、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及び拡大に際しては、全社マニュアルに則り徹底して対応しております。現時点では新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に移行されていますが、介護の現場では引き続き感染症の拡大対策に万全を期しております。

ご利用者やそのご家族、従業員その他関係者等の安全確保、感染拡大防止を最優先に取り組むことにより、介護サービスの持続的ご提供を果たすことが私共の使命と任じ取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、財務状況及び投資者の判断に影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。

また、当社グループとして必ずしも事業上のリスクとして考えていない事項についても、投資者の投資判断、あるいは当社グループの事業活動を理解するうえで重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 競合環境について

当社グループが事業展開する介護サービス及び介護予防サービス市場は、介護保険制度のもとで運営されている公的サービスであり、一定の法令遵守及び運営ノウハウが求められます。一方で、必ずしも参入障壁が高い業界とは言えず、複数の事業者が参入しております。

当社グループは、認知症高齢者及び中重度要介護者を主な対象としたサービス提供を行っており、年金の範囲内で利用可能な価格設定を基本とした事業モデルを構築しております。また、サービス提供拠点については、政令指定都市を中心に段階的に拡大しており、今後も既存エリアとのシナジーが見込まれる地域への拠点展開やM&A等により事業拡大を進めていく方針です。

しかしながら、今後、介護サービス事業者の増加や大手企業による参入が進み、利用者の獲得競争が激化した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制について

当社グループが行う認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、通所介護、認知症対応型通所介護、訪問介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与・販売、住宅型有料老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の介護サービス事業は、介護保険法、老人福祉法、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の法令による規制を受けております。

介護保険法に基づく介護サービスを行う際には、事業所としての指定を都道府県知事や市区町村長から受ける必要があります。また、その指定に基づいて、サービス毎に定められた事業の人員配置基準、設備及び運営に関する基準、並びに労働法規（労働基準法及び最低賃金法等）を遵守する必要があります。介護保険法第77条等において、指定基準等未充足や介護報酬の不正請求等指定の取消事由に該当する場合に指定を取り消すことができる旨が規定されております。この基準並びに労働法規を遵守することができなかった場合やサービス費を不正に請求した場合、指定の取消又は停止処分を受ける可能性があります。また、事業所の指定取消処分がなされ、その理由となった不正行為に対して事業者（法人）の組織的関与が認められた場合に至っては、連座制として指定取消処分の効果はその法人全体に及び、当該事業者は同一のサービス類型の他事業所についても新規指定や更新を受けることができないものとされております。

サービス種類	根拠法令	指定の有効期間	主な指定・登録取消事由
認知症対応型共同生活介護	介護保険法	6年間	介護保険法第77条（指定の取消し等）
小規模多機能型居宅介護	介護保険法	6年間	介護保険法第77条（指定の取消し等）
看護小規模多機能型居宅介護	介護保険法	6年間	介護保険法第77条（指定の取消し等）
通所介護	介護保険法	6年間	介護保険法第77条（指定の取消し等）
認知症対応型通所介護	介護保険法	6年間	介護保険法第77条（指定の取消し等）
訪問介護	介護保険法	6年間	介護保険法第77条（指定の取消し等）
訪問看護	健康保険法	6年間	健康保険法第95条（指定訪問看護事業者の指定の取消し）
	介護保険法	6年間	介護保険法第77条（指定の取消し等）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護保険法	6年間	介護保険法第77条（指定の取消し等）
居宅介護支援	介護保険法	6年間	介護保険法第77条（指定の取消し等）

特定施設入居者生活介護	介護保険法	6年間	介護保険法第77条（指定の取消し等）
短期入所生活介護	介護保険法	6年間	介護保険法第77条（指定の取消し等）
福祉用具貸与・販売	介護保険法	6年間	介護保険法第77条（指定の取消し等）
サービス付き高齢者向け住宅	高齢者住まい法	5年間	高齢者住まい法第26条（登録の取消し）

当社グループでは、介護保険サービスを提供する上で、当社福祉事業本部において各事業所の運営体制を常時指導・監督すると共に、研修等の教育を充実させる事で管理体制の強化と適切な事業運営に努めております。また、当社事業推進部を中心として各事業所における労働法規の遵守にも努めております。当社では現在、これらの基準をすべて満たしており、各事業で許認可等取消や営業停止など、事業の継続に支障を来す要因は発生していません。

しかしながら、一部の事業所において指定の取消又は停止処分を受けた場合、事業活動に重大な影響を及ぼし当該事業所の収益が減少する可能性があります。さらに連座制が適用された場合には、当該サービス類型の事業所の新規指定及び更新を受けられず、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（３） 行政施策及び制度改正の影響について

介護保険制度は公的制度であるため、報酬改定や制度変更等の影響を受けます。

介護報酬は原則として３年ごとに見直しが行われます。

今後、介護報酬の引き下げ、サービス体系の変更、事業所開設に係る総量規制の導入又は強化等が行われた場合には、当社グループの事業計画、収益構造及び新規事業所開設計画等に影響を及ぼす可能性があります。

（４） 労働市場動向について

介護業界では慢性的な人材不足が課題となっております。

当社グループでは、資格取得支援制度、教育研修制度及び人事評価制度の整備により人材確保及び定着率向上に努めております。

しかしながら、労働市場の逼迫や同業他社との人材獲得競争の激化等により、必要な人材の確保が困難となった場合には、人件費の上昇又は採用コストの増加等により当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（５） 人材確保及び人材流出について

当社グループの事業は人的サービスの要素が高く、介護職員及び看護職員等の人材確保が重要となります。

当社グループでは外国人雇用や教育研修制度の充実等により人材確保を進めておりますが、新規事業所の開設時に必要な人員を確保できない場合又は既存事業所において人材流出が増加した場合には、事業所運営や新規出店計画に影響を及ぼす可能性があります。

（６） 高齢者介護における事故等の発生について

当社グループが提供する介護サービスの利用者は高齢者であるため、転倒事故、誤嚥事故、体調急変等の事故が発生する可能性があります。

当社グループでは研修の実施及びマニュアル整備等により事故防止に努めておりますが、重大事故が発生し、当社グループの過失責任が認められた場合には、損害賠償請求又は社会的信用の低下等により当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（７） 感染症の拡大について

介護施設では高齢者が集団生活を行うため、感染症が発生した場合には拡大する可能性があります。

感染症の集団発生（クラスター）が発生した場合には、事業所の一時閉鎖や利用制限等により事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

（８） 自然災害等について

地震、台風、大雪等の自然災害が発生した場合、当社グループの施設又は設備が被害を受ける可能性があります。

当社グループでは事業継続計画（BCP）の策定を進めておりますが、想定を超える災害が発生した場合には事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

（９） 風評等の影響について

介護サービスは利用者及びその家族との信頼関係を基盤とする事業であり、評判やブランドイメージが重要と

なります。

当社グループに関するネガティブな報道や風評等が発生した場合には、利用者の減少等により当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 個人情報管理について

当社グループは利用者及びその家族の個人情報を取り扱っております。

個人情報については適切な管理体制を整備しておりますが、情報漏洩等が発生した場合には社会的信用の低下等により当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 減損会計について

当社グループが保有する固定資産について、収益性の低下等により減損の兆候が認められた場合には、減損損失を計上する可能性があります。

その結果、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) A I ・ I C T ・介護テクノロジーへの対応について

介護業界では、A I ・ I C T、介護ロボット等の導入による業務効率化が進んでおります。

当社グループでもこれらの導入を進めておりますが、競合他社が先行して高度なシステムを導入した場合には、サービス効率や人材生産性の面で競争力が低下する可能性があります。

(13) 資金調達について

当社グループは事業拡大に伴う設備投資やM&Aのために金融機関からの借入等により資金調達を行っております。

今後、資金需要の増加や金融環境の変化により資金調達が困難となった場合には、当社グループの事業展開及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) M&Aに関するリスク

当社グループは事業拡大及びサービス提供体制の強化を目的として、今後もM&Aを実施する可能性があります。

M&Aの実施にあたっては、対象企業の財務状況、事業内容、法令遵守状況等についてデューデリジェンスを行い、慎重に検討しておりますが、以下のようなリスクが存在します。

- ・買収後において、想定したシナジー効果が得られないリスク
- ・対象企業の財務状況、偶発債務、コンプライアンス上の問題等が事前の調査で十分に把握できないリスク
- ・事業統合（PMI）が円滑に進まず、組織運営や人材定着に支障が生じるリスク
- ・介護事業特有のリスクとして、指定取消事由に該当する過去事案や法令違反が判明するリスク
- ・のれんの計上に伴い、将来において減損損失が発生するリスク
- ・買収後の業績悪化により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼすリスク

これらのリスクが顕在化した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 高齢者虐待等の発生リスクについて

当社グループは介護サービス事業を運営しており、入居者又は利用者に対する不適切なケアや虐待行為が発生した場合には、利用者及びその家族からの信頼の低下、行政による監査・指導、指定停止又は指定取消等の行政処分を受ける可能性があります。その結果、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2024年1月、当社が運営するサービス付き高齢者向け住宅「リーフィール澄川ヒルズ」において、夜勤の派遣従業員による入居者への暴行行為が発生し、当該従業員は逮捕されました。その後の警察の捜査において、当該暴行行為と入居者の死亡との間に直接的な因果関係は認められないとされ、最終的に傷害罪により罰金刑を受けております。

本件については、高齢者虐待防止法上の高齢者虐待に該当する可能性がある事案として、当社は原因究明及び再発防止策の検討を目的として第三者委員会を設置し、2025年6月に同委員会より報告書を受領しております。

当社グループでは当該報告書の提言を踏まえ、派遣職員及び夜勤従業員に対する研修の充実、夜勤体制の強化、長時間勤務の軽減に向けた雇用体制の整備、メンタルヘルス対策としてのストレスチェック及び産業医面談の実施、虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会の定期開催、入居者情報の共有体制の強化等の再発防止策を

策定し、当該事業所のみならず当社グループ全体で実施しております。

また、内部監査室によるモニタリング及び定期的な確認を行い、再発防止及びリスクの低減に努めております。なお、本件については関係行政機関へ報告を行い、調査に全面的に協力してまいりましたが、令和8年5月29日付で札幌市より、当社が運営する定期巡回・随時対応型訪問介護看護「リーフール」に対し、介護保険法に基づく行政処分を受けております。行政処分の内容は、当該事業所における指定の一部の効力停止として介護報酬請求額の上限を7割とする制限（3か月間）であります。

当該行政処分の対象は当社グループが運営する1事業所に限定されており、当社グループの他の事業所に対する処分又は事業運営上の制限はありません。また、当該事業所についても既存利用者へのサービス提供は継続しており、事業運営自体を停止するものではありません。そのため、現時点において当該処分が当社グループ全体の事業運営、財政状態及び経営成績に与える影響は軽微であると認識しております。

当社グループとしては、本件処分を厳粛に受け止め、第三者委員会の提言及び当該処分の内容を踏まえた再発防止策を策定のうえ、順次実施しており、現時点において一通りの対応を行っております。また、これらの対応状況についても関係行政機関に適宜報告しております。

今後も内部管理体制の強化及び従業員教育の徹底を図り、同様の事案の未然防止及びサービス品質の向上に努めてまいります。

しかしながら、将来、当社グループの事業所において同様の事案が発生し、行政処分等を受けた場合には、当社グループの社会的信用の低下や事業活動への制約等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) J-Adviserとの契約について

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Market に上場予定です。当社では、フィリップ証券㈱を担当J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、フィリップ証券㈱との間で、担当J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviser を確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、当連結会計年度末現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）はJ-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその連結会計年度の末日（連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日）に債務超過の状態である場合において（上場後3年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く）、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)から(c)の場合の区分に従い、当該(a)から(c)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む）を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わない。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当する。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないことと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ず

る日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a）TPMの上場株券等

（b）上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（甲が純粹持株会社である場合は、主要な事業を

行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力等の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が東京証券取引所に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヵ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 本契約を解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を東京証券取引所に通知しなければならない。

(17) S-Adviserとの契約について

当社は、証券会員制法人札幌証券取引所が運営を行っております証券市場Sapporo PRO Frontier Market に上場予定です。当社では、フィリップ証券(株)を担当S-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、フィリップ証券(株)との間で、担当S-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、Sapporo PRO Frontier Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当S-Adviserを確保できない場合、当社株式はSapporo PRO Frontier Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、当連結会計年度末現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<S-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）はS-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその連結会計年度の末日（連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日）に債務超過の状態である場合において（上場後3年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く）、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において

債務超過の状態から脱却しえなかった場合。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生

（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)から(c)の場合の区分に従い、当該(a)から(c)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む）を行う場合
当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限り）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わない。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当する。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

と。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないことと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) SPFMの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を札幌証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（甲が純粋持株会社である場合は、主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。)
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力等の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が札幌証券取引所に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは証券会員制法人札幌証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<S-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヵ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 本契約を解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を札幌証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりましては、財政状態及び経営成績に影響を与える会計上の見積りを行う必要があります。当社グループはこの見積りを行うに当たり、過去の実績等を勘案して合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末の流動資産は2,991,688千円で、前連結会計年度末に比べ369,678千円増加しております。主な要因は、現金及び預金が285,999千円および売掛金が143,131千円増加したことによるものであります。

(固定資産)

当連結会計年度末の固定資産は5,637,793千円で、前連結会計年度末に比べ323,125千円増加しております。主な要因は、土地が190,928千円、建物及び構築物が90,676千円および機械装置及び運搬具が33,251千円増加したことによるものであります。

(流動負債)

当連結会計年度末の流動負債は2,123,938千円で、前連結会計年度末に比べ364,437千円増加しております。主な要因は、未払金が354,052千円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当連結会計年度末の固定負債は5,055,785千円で、前連結会計年度末に比べ71,920千円増加しております。主な要因は、長期借入金が131,505千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産の残高は1,459,369千円で、前連結会計年度末に比べ251,591千円増加しております。主な要因は、利益剰余金の増加251,591千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

「4 【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

「3 【対処すべき課題】」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中における設備投資の総額は172,352千円であります。これは、主に既存の介護施設の運営維持に係る設備の取得及び修繕等によるものであります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

また、当社グループは介護福祉事業を単一の報告セグメントとしており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメントごとの記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備の状況は、次のとおりであります。

(1) 発行者

2026年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物及び 構築物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (札幌市北区他)	本社	62,995	32,263	45,823 (1,029.70)	13,317	154,400	68 (12)
住宅型有料老人ホーム くらしさ悠 (大阪市平野区)	住宅型有料老人 ホーム	249,466	3,172	136,498 (686.05)	—	389,137	0 (8)
グループホーム くらしさ練馬 (東京都練馬区)	認知症対応型 共同生活介護	377,908	7,777	—	271	385,956	14 (7)
住宅型有料老人ホーム くらしさ平和通 (札幌市白石区)	住宅型有料老人 ホーム	106,401	—	59,918 (743.82)	742	167,063	0 (5)
サービス付き高齢者向け住宅 ハートToハート北浜 (北海道函館市)	サービス付き高 齢者向け住宅	110,712	483	48,635 (5,212.45)	63	159,895	1 (1)
住宅型有料老人ホーム くらしさ函館本通 (北海道函館市)	住宅型有料老人 ホーム	110,594	93	39,122 (1,098.93)	—	149,809	2 (2)
住宅型有料老人ホーム くらしさノース21 (札幌市北区)	住宅型有料老人 ホーム	85,640	803	62,363 (624.78)	—	148,807	0 (5)
住宅型有料老人ホーム くらしさ苫小牧 (北海道苫小牧市)	住宅型有料老人 ホーム	122,265	352	8,456 (454.09)	—	131,074	1 (4)
サービス付き高齢者向け住宅 くらしさノース元町 (札幌市東区)	サービス付き高 齢者向け住宅	70,678	1,824	57,868 (471.20)	—	130,371	0 (4)
住宅型有料老人ホーム くらしさ厚別西 (札幌市厚別区)	住宅型有料老人 ホーム	68,858	109	41,292 (862.21)	—	110,260	0 (5)
サービス付き高齢者向け住宅 くらしさ緑が丘 (北海道岩見沢市)	サービス付き高 齢者向け住宅	89,680	3,817	14,394 (3,228.49)	414	108,307	2 (9)
その他事業所	介護事業所等	734,471	125,395	282,266 (18,455.57)	16,481	1,158,614	545 (592)

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、機械装置及び運搬具およびソフトウェアであります。
2. 当社グループの報告セグメントは介護福祉事業のみであり、その他の事業セグメントは開示の重要性が乏しいため、セグメントごとの記載を省略しております。
3. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外数で記載しております。
4. 発行者は土地建物等を連結会社以外から賃借しており、その年間の賃料は665,318千円であります。

(2) 国内子会社

2026年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	
株式会社 幸房	本社 (広島県広島市 南区) その他事業所	介護事業所等	294,416	5,795	132,936 (474.94)	7,036	440,185	76 (48)
株式会社 ケアミックス・ ジャパン	本社 (宮城県仙台市 若林区) その他事業所	介護事業所等	352,693	20,922	81,164 (6,631.97)	14,610	469,389	64 (40)
株式会社 プレーゴ	本社 (岩手県盛岡市) その他事業所	介護事業所等	159,721	18,550	—	45,141	223,413	67 (65)
株式会社 元気な介護 リング	本社 (大阪市平野区) その他事業所	介護事業所等	905	155	—	10,602	11,663	52 (34)
株式会社 サンライフ	本社 (広島県広島市 南区)	賃貸物件	0	752	—	—	752	— (—)
株式会社 Y S W	本社 (東京都港区) その他事業所	介護事業所等	788	3,364	—	11,212	15,365	21 (36)
有限会社 プロケア	本社 (札幌市北区)	賃貸物件	6,538	—	5,746 (474.94)	—	12,284	— (—)
アート園 有限会社	本社 (福岡市博多区) その他事業所	介護事業所等	116,680	841	70,275 (470.71)	231	188,028	19 (7)
一般社団法人 くらしさ	本社 (北海道函館市) その他事業所	介護事業所等	106,789	251	133,729 (3,132.25)	904	241,675	8 (25)

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、機械装置及び運搬具およびソフトウェアであります。
2. 当社グループの報告セグメントは介護福祉事業のみであり、その他の事業セグメントは開示の重要性が乏しいため、セグメントごとの記載を省略しております。
3. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外数で記載しております。
4. 国内子会社は土地建物等を連結会社以外から賃借しており、その年間の賃料は、株式会社幸房13,299千円、株式会社ケアミックス・ジャパン15,957千円、株式会社プレーゴ32,911千円、株式会社サンライフ79,788千円、株式会社Y S W45,880千円であります。なおその他の国内子会社については、金額が僅少のため記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社は、2026年11月頃に本社移転を予定しており、移転に伴い土地及び建物の取得、ならびに設備の新設を予定しております。予定される設備投資の概要は次の通りです。

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了 予定年月日		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
(株)元気な介護 本社	北海道 札幌市	本社施設移転 及び内装	256,716	-	自己資金 及び借入金	2026年6月	2026年11月	-

(注)当社グループの報告セグメントは介護福祉事業のみであり、その他の事業セグメントは開示の重要性が乏しいため、セグメントごとの記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

「2 主要な設備の状況」に記載している提出会社の建物及び構築物等の一部について、本社移転予定月までに全額を償却又は除却する予定です。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2026年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年9月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	13,600,000	10,200,000	3,400,000	3,400,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) 札幌証券取引所 (Sapporo PRO Frontier Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	13,600,000	10,200,000	3,400,000	3,400,000	—	—

- (注) 1. 2026年3月31日開催の臨時株主総会決議により、発行可能株式総数に係る定款の変更が行われ、発行可能株式総数は13,576,000株増加し、13,600,000株となっております。
2. 2026年3月16日開催の取締役会決議により、2026年4月1日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより株式数は3,396,600株増加し、3,400,000株となっております。
3. 2026年3月31日開催の臨時株主総会決議により、普通株式100株を1単元とする単元株制度を導入する定款の変更を行っております。
4. 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式500,000株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権（2018年9月25日定時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2026年6月30日)	公表日の前月末現在 (2026年8月31日)
新株予約権の数（個）	500（注） 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	500,000（注） 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	46（注） 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2021年7月1日 至 2028年9月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 46（注） 2 資本組入額 23（注） 2	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に当社又は当社子会社の取締役又は従業員でなければならない。但し、割当て後に当社又は当社子会社の取締役又は従業員でなくなった場合は、取締役会の決議で認めるものに限り、取締役又は従業員でなくなった日の翌日から2年以内においてはこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するためには、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 3	同左

（注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、付与株式数が下記の事由により調整された場合は、当該新株予約権にかかる調整後の付与株式数に上記新株予約権の数を乗じた数とする。なお、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって当社は次の算式により付与株式数を調整する。但し、この調整は新株予約権のうち当該時点で行使されていない付与株式数についてのみ行われる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に、本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、当初金46円とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合の行使価額については次の計算式により算出を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

既発行 調 整 前 新規発行 1株当たり

$$\begin{array}{ccccccc} & & \times & & + & & \times \\ \text{調整後} & & \text{株式数} & & \text{行使価額} & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ \text{行使} & = & & & & & & & \\ \text{価額} & & & & \text{既発行株式数} & + & \text{新規発行株式数} & & \end{array}$$

但し、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。なお、以上の行使価額の調整は、当該時点で権利行使されていない新株予約権にかかる行使価額についてのみ行われる。

3. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する。

①合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

- (3) 【M S C B等の行使状況等】
該当事項はありません。

- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2026年4月1日 (注)	3,396,600	3,400,000	—	10,000	—	—

(注) 普通株式1株を1,000株とする株式分割による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

2026年6月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (名)	—	—	—	2	—	—	24	26	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	4,400	—	—	29,600	34,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	12.94	—	—	87.06	100	—

(注) 2026年3月31日開催の臨時株主総会決議により、普通株式100株を1単元とする単元株制度を導入する定款の変更を行っております。

(7) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有 株式数の割合 (%)
池田 元気	北海道札幌市豊平区	1,190,000	35.00
石川 結子	北海道札幌市中央区	680,000	20.00
岩田地崎建設株式会社	北海道札幌市中央区北二条東17丁目 2番地	300,000	8.82
滝野 賢次郎	東京都大田区	210,000	6.18
三共電気工業株式会社	北海道札幌市北区北六条西6丁目2 番地	140,000	4.12
岡本 真由美	東京都大田区	120,000	3.53
岡崎 理絵	北海道札幌市豊平区	80,000	2.35
山田 真子	北海道札幌市東区	80,000	2.35
部田 香	北海道石狩市	80,000	2.35
小野 誠	北海道札幌市南区	80,000	2.35
計	—	2,960,000	87.05

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 3,400,000	34,000	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,400,000	—	—
総株主の議決権	—	34,000	—

- （注） 1．2026年3月16日開催の取締役会決議により、2026年4月1日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより株式数は3,396,600株増加し、3,400,000株となっております。
- 2．2026年3月31日開催の臨時株主総会決議により、普通株式100株を1単元とする単元株制度を導入する定款の変更を行っております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(2018年9月25日定時株主総会決議)

会社法に基づき、2018年9月25日定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	2018年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、機動的な利益還元を実施していくことを基本方針としております。

内部留保資金の使途につきましては、今後の経営環境の変化への対応と、事業展開への投資として有効活用してまいりたいと考えており、当面は財務体質の強化に努める所存でありますので、当事業年度の配当につきましては実施しておりません。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありましたので、該当事項はありません。

なお、当社株式は2026年7月13日付で、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketおよび札幌証券取引所 Sapporo PRO Frontier Marketに上場いたしました。

5 【役員の状況】

男性 8名 女性 2名 (役員のうち女性の比率20%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	池田 元気	1977年4月8日	2001年6月 (株)オートランド札幌入社 2007年4月 税理士法人五十嵐会計事務所入所 2008年4月 中道機械(株)入社 2009年4月 (株)ケアコミュニケーションズ入社 2010年1月 同社経理課長 2011年7月 同社事業管理部長 2012年1月 (有)アイケア札幌西(現・当社)入社 2012年11月 当社代表取締役就任(現任) 2016年6月 (株)エブリー(現・当社)代表取締役就任 2017年11月 (株)アシスト(現・当社)取締役就任 2019年1月 (株)リーフィール(現・当社)代表取締役就任 2019年2月 (株)らしっく代表取締役就任(現任) 2026年2月 一般社団法人くらしさ代表理事就任(現任)	(注)4	(注)1	1,190,000
専務取締役	福祉事業 本部長	幸坂 侑哉	1983年1月12日	2006年5月 (株)クラブネッツ入社 2012年10月 (株)アイケア北海道(現・当社)入社 2013年9月 当社取締役兼事業推進部長就任 2016年6月 (株)エブリー(現・当社)取締役就任 2017年8月 当社専務取締役兼事業推進部長就任 2017年11月 (株)アシスト(現・当社)代表取締役就任 2019年4月 (株)エブスト(現・当社)代表取締役就任 2020年4月 当社専務取締役兼事業推進本部長就任 2020年8月 当社専務取締役兼福祉事業本部長就任 2021年4月 (有)幸房取締役就任(現任：現・(株)幸房代表取締役) (株)大幸(現・(株)幸房)代表取締役就任 2022年7月 (株)ケアミックス・ジャパン代表取締役就任(現任) 2022年11月 (有)堀田介護サービス取締役就任 2023年2月 (株)プレーゴ代表取締役就任(現任) 2023年3月 当社専務取締役兼福祉事業本部長(現任)兼北海道事業部長就任 2024年10月 (株)サンライフ代表取締役就任(現任) 2025年1月 (株)Y S W代表取締役就任(現任) 2025年3月 (有)プロケア代表取締役就任(現任) 2025年7月 アート園(有)代表取締役就任(現任)	(注)4	(注)1	—

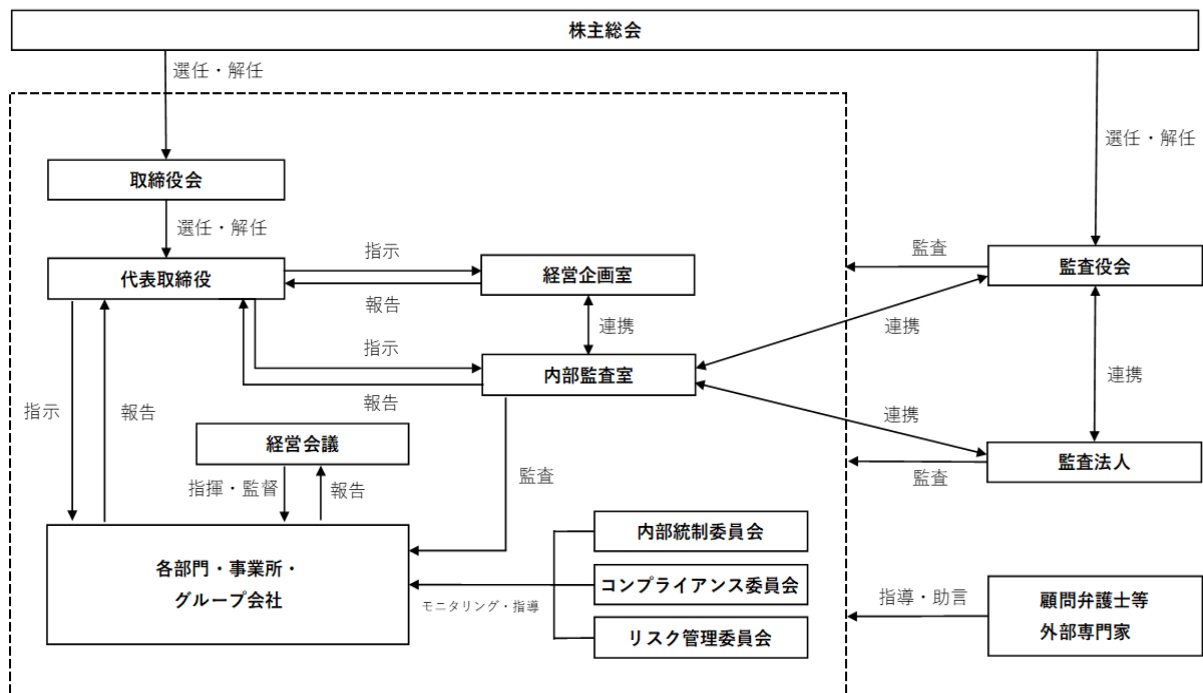
常務取締役	管理部長	島田 直樹	1963年11月7日	1987年4月 2003年6月 2005年4月 2014年9月 2015年6月 2017年8月 2020年4月 2025年7月	榎本弘税理士事務所入所 ㈱オートランド札幌入社 木村直樹会計事務所入所 当社入社管理部長就任 当社取締役兼管理部長就任 当社常務取締役兼管理部長就任 当社常務取締役兼管理本部長就任 当社常務取締役兼管理部長就任（現任）	(注) 4	(注) 1	—
取締役	—	谷村 直子	1974年11月23日	1995年1月 1999年2月 2006年5月 2021年1月	㈱キャプテンクック入社 ㈱エブリー（現・当社）入社 ㈱エブリー（現・当社）取締役就任 当社取締役就任（現任）	(注) 4	(注) 1	—
取締役	—	池田 裕一	1980年8月10日	2003年10月 2011年2月 2011年2月 2019年9月 2020年10月 2023年6月	EY新日本有限責任監査法人入所 池田裕一公認会計士事務所設立所長（現任） 税理士法人池田会計事務所入所（現任） 当社取締役就任（現任） 税理士法人池田会計事務所代表社員就任（現任） ㈱北海道新聞社非常勤監査役就任（現任）	(注) 4	(注) 1	—
取締役	—	松浦 良一	1951年10月13日	1974年4月 2006年6月 2009年11月 2020年7月 2020年9月 2021年6月 2021年8月 2023年5月	㈱北海道拓殖銀行（現・㈱北洋銀行）入行 上光証券㈱入社 札幌証券取引所理事就任 松浦事務所所長就任（現任） 当社取締役就任（現任） 北海道自動車共済協同組合理事長就任（現任） エス・バイ・エス事業協同組合理事長就任（現任） 一般社団法人札幌地区自家用車自動車協会 会長就任（現任）	(注) 4	(注) 1	—
取締役	—	矢田 英之	1982年6月30日	2011年9月 2011年11月 2013年1月 2014年1月 2015年1月 2021年4月 2023年9月 2026年6月	司法試験合格 最高裁判所司法修習生 弁護士登録（新65期） 札幌総合法律事務所入所 円山参道前法律事務所入所 札幌総合法律事務所へ再移籍 札幌弁護士会業務改革推進委員会副委員長（現任） 当社取締役就任（現任） 学園法律事務所入所（現任）	(注) 4	(注) 1	—
常勤監査役	—	貝塚 正則	1950年8月14日	1973年4月 1998年11月 2008年9月 2019年2月	㈱北海道拓殖銀行入行 ㈱北洋銀行入行 北洋ビジネスサービス㈱入社 当社監査役就任（現任）	(注) 5	(注) 1	—
監査役	—	石川 結子	1972年9月14日	2006年4月 2014年9月 2015年9月	㈱アイケア札幌西（現・当社）入社 当社取締役就任 当社監査役就任（現任）	(注) 5	(注) 1	680,000

監査役	-	石黒 亮一	1961年4月3日	1987年4月 1990年4月 1994年8月 1996年4月 2016年6月	横関吉郎税理士事務所入所 カプトデコム㈱入社 創研合同監査法人入所 石黒亮一税理士事務所設立所長(現任) 当社監査役就任(現任)	(注)5	(注)1	—
計								1,870,000

- (注) 1. 2026年6月期における役員報酬の総額については「6【コーポレート・ガバナンスの状況等】(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】⑦役員報酬の内容」に記載のとおりであります。
2. 取締役池田裕一及び松浦良一ならびに矢田英之は、社外取締役であります。
3. 監査役貝塚正則及び石黒亮一は、社外監査役であります。
4. 2026年3月31日開催の臨時株主総会の終結の時から、2027年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2026年3月31日開催の臨時株主総会の終結の時から、2029年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
6. 取締役池田裕一は、代表取締役池田元気と血縁関係はありません。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営のスピード化、戦略性の向上、企業行動の透明性の確保及びディスクロージャーの充実であると考えております。

経営のスピード化・戦略性の向上につきましては、経営会議において戦略立案と業務執行方針について十分に検討を重ね、さらに取締役会においてグループ経営の観点から重要事項の決定や報告が行われております。

企業行動の透明性の確保につきましては、内部監査室の内部監査と監査役監査が行われており取締役会にて報告が行われております。

また、社会的責任を遂行できる企業経営を目指し企業行動基準を策定し、各ステークホルダーに対して公正な企業活動を実施するためコンプライアンス委員会を組織化してその執行状況の監督にあっております。

②会社の機関の内容

イ．取締役会

当社の取締役会は、取締役7名(うち社外取締役3名)で構成されております。

取締役会は、法令又は定款に定める事項や当社の重要な業務執行を決定し、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。原則として毎月1回開催される定時取締役会の他、必要に応じて適時に臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。

また、監査役が取締役会に出席し適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

ロ．監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されております。監査役会においては、取締役の職務執行の監督、内部監査室や監査法人の監査結果等について審議が行われております。

監査役は、取締役会及び経営会議に出席して積極的に意見を述べるとともに、経営企画室と連携して内部統制の整備運用状況を把握し、監査法人と密接に情報交換を行うなど、取締役の職務執行に対するモニタリングを強化しております。

ハ．監査法人

当社は、かがやき監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定及び証券会員制法人札幌証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第125条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお

2026年6月期において監査を執行した公認会計士は上田勝久氏、森本琢磨氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士7名その他1名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

ニ. 内部監査

内部監査室は、内部監査管掌役員・内部監査室部長1名、内部監査室員3名の5名体制です。

内部監査は、代表取締役直轄で実施されており、内部監査規程及び内部監査計画書に基づいて各部門の業務遂行状況を監査し、監査結果は内部監査報告書として、随時代表取締役及び被監査部門に報告されております。被監査部門に対しては、改善事項を指摘し、改善状況を確認することとしております。また、内部監査担当者は監査役及び監査法人と面談等を行い、監査に必要な情報について共有を行っております。

ホ. 経営会議

経営会議は、常勤の取締役、事業部長、管理部部长、事業推進部長、経営企画室長で構成され、毎月1回以上開催し、重要な業務執行の意思決定を機動的に行うとともに、特に絞り込んだ重要なテーマについて、議論を尽くしております。経営会議は、代表取締役が重要な職務執行を行う際の諮問的な役割を担っております。

ヘ. 内部統制委員会

内部統制委員会は、常勤委員である常勤の取締役、管理部部长、事業推進部長、常勤監査役及び必要に応じて指名された非常勤委員により構成され、主に、内部統制が有効かつ効率的に機能していることを確認、評価しています。原則として年3回開催することとしており、必要に応じて臨時に開催されます。

ト. コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会は、常勤の取締役、事業部長、管理部部长、事業推進部長、経営企画室長により構成され、主に、コンプライアンスに関する社内規程等の制定及び改廃等に関する立案やコンプライアンスの推進、内部通報制度の運用報告等に関する事項について議論しております。毎月1回開催することとしており、必要に応じて臨時に開催されます。

チ. リスク管理委員会

当社のリスク管理委員会は、常勤の取締役、事業部長、管理部部长、事業推進部長、経営企画室長により構成され、主に、リスク管理に係る方針、施策の策定やリスク管理状況の把握と必要な措置等に関する事項について議論しております。6月、12月の年2回開催することとしており、必要に応じて臨時に開催されます。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会規程、職務分掌規程、職務権限規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、代表取締役に選任された内部監査責任者及び担当者により、内部監査を実施しております。内部監査では、各部門の業務遂行状況を監査し、結果については内部監査責任者より代表取締役に報告するとともに、改善指示を各部門へ周知し、そのフォローアップを行っております。

監査役は、取締役会への出席、稟議書等重要な文書の閲覧、必要に応じ取締役及び使用人に対して事業に関する報告を求めること等を通じて、取締役の意思決定プロセスや業務執行状況の把握に努め、取締役の職務執行の適法性を監視しております。

また、内部監査室、監査役及び監査法人は、それぞれの監査計画、監査の進捗状況や監査結果等に関して情報交換を行い、効果的かつ効率的な監査を実施するよう努めております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として経営企画室が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外取締役3名及び社外監査役2名を選任しております。社外取締役は、社内取締役に對する監督、見

識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っており、また社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外取締役及び社外監査役は、当社との間には人的関係、資金的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の 員数（人）
		基本報酬	賞与	ストック・ オプション	
取締役（社外取締役を除く）	80,520	80,520	-	-	4
監査役（社外監査役を除く）	2,400	2,400	-	-	1
社外役員	15,600	15,600	-	-	5
計	98,520	98,520	-	-	10

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は3名以上5名以内とする旨を定款で定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録ある株主等に対して中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑬取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑮株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	20,000	-
連結子会社	-	-
計	20,000	-

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社グループの規模、特性及び監査時間等を勘案し、当社と監査法人との協議により決定しております。

第6【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項及び証券会員制法人札幌証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第115条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項及び証券会員制法人札幌証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第125条第3項の規定に基づき、当連結会計年度(2025年7月1日から2026年6月30日まで)の連結財務諸表について、かがやき監査法人により監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年 6 月 30 日)	当連結会計年度 (2026年 6 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	895,861	1,181,860
売掛金	1,327,344	1,470,475
商品	3,294	3,010
原材料及び貯蔵品	9,149	6,079
前払費用	115,871	111,235
未収入金	182,445	212,131
その他	103,366	21,997
貸倒引当金	△15,323	△15,102
流動資産合計	2,622,010	2,991,688
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	※ 2 3,187,443	※ 2 3,278,120
機械装置及び運搬具(純額)	83,878	117,130
工具、器具及び備品(純額)	222,084	226,647
土地	※ 2 1,025,359	※ 2 1,216,287
有形固定資産合計	※ 1 4,518,766	※ 1 4,838,185
無形固定資産		
のれん	301,893	282,167
その他	5,843	5,499
無形固定資産合計	307,736	287,667
投資その他の資産		
投資有価証券	-	5,000
長期貸付金	28,100	55,174
繰延税金資産	29,596	47,587
敷金及び保証金	298,785	298,400
長期前払費用	131,210	101,883
その他	471	3,893
投資その他の資産合計	488,163	511,940
固定資産合計	5,314,667	5,637,793
繰延資産		
社債発行費	14,466	9,611
繰延資産合計	14,466	9,611
資産合計	7,951,144	8,639,093

	前連結会計年度 (2025年 6 月 30 日)		当連結会計年度 (2026年 6 月 30 日)	
負債の部				
流動負債				
買掛金		201,890		225,631
短期借入金		160,000		220,000
1年以内償還予定の社債	※ 2	194,000	※ 2	164,000
1年以内返済予定の長期借入金	※ 2	587,793	※ 2	594,292
リース債務		29,745		44,681
未払金		168,535		522,587
未払費用		207,180		48,107
契約負債		9,679		16,492
預り金		104,922		109,652
資産除去債務		-		1,158
未払法人税等		1,799		66,303
賞与引当金		57,631		65,095
その他		36,322		45,935
流動負債合計		1,759,501		2,123,938
固定負債				
社債	※ 2	393,000	※ 2	229,000
長期借入金	※ 2	3,804,571	※ 2	3,936,076
リース債務		466,323		494,621
預り保証金		160,781		176,988
繰延税金負債		90		15,817
資産除去債務		76,906		77,373
退職給付に係る負債		16,814		27,456
その他		65,376		98,452
固定負債合計		4,983,865		5,055,785
負債合計		6,743,367		7,179,724
純資産の部				
株主資本				
資本金		10,000		10,000
利益剰余金		1,197,777		1,449,369
株主資本合計		1,207,777		1,459,369
純資産合計		1,207,777		1,459,369
負債純資産合計		7,951,144		8,639,093

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)		当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)	
売上高	※ 1	8,852,858	※ 1	10,524,034
売上原価		7,792,769		9,241,683
売上総利益		1,060,089		1,282,350
販売費及び一般管理費	※ 2	958,003	※ 2	1,093,034
営業利益		102,086		189,316
営業外収益				
受取利息及び配当金		535		2,495
助成金収入		131,542		162,044
その他		30,363		36,520
営業外収益合計		162,441		201,061
営業外費用				
支払利息		66,939		84,688
支払手数料		33,904		2,071
支払保証料		4,269		2,642
社債発行費償却		5,580		4,854
その他		3,132		8,394
営業外費用合計		113,826		102,650
経常利益		150,700		287,726
特別利益				
固定資産売却益	※ 3	9	※ 3	5,333
負ののれん発生益	※ 4	17,877	※ 4	31,158
受取保険金		-	※ 9	23,000
特別利益合計		17,886		59,491
特別損失				
固定資産売却損		-	※ 5	678
固定資産除却損	※ 6	7,594	※ 6	1,402
減損損失	※ 7	2,163	※ 7	18,820
介護報酬返還損	※ 8	48,343		-
和解金		-	※ 9	23,000
その他		2,220		-
特別損失合計		60,322		43,901
税金等調整前当期純利益		108,264		303,316
法人税、住民税及び事業税		24,347		69,075
法人税等調整額		4,150		△17,351
法人税等合計		28,497		51,724
当期純利益		79,766		251,591
親会社株主に帰属する当期純利益		79,766		251,591

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
当期純利益	79,766	251,591
包括利益	79,766	251,591
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	79,766	251,591
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	10,000	1,118,010	1,128,010	1,128,010
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益		79,766	79,766	79,766
当期変動額合計	-	79,766	79,766	79,766
当期末残高	10,000	1,197,777	1,207,777	1,207,777

当連結会計年度（自2025年7月1日 至2026年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	10,000	1,197,777	1,207,777	1,207,777
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益		251,591	251,591	251,591
当期変動額合計	-	251,591	251,591	251,591
当期末残高	10,000	1,449,369	1,459,369	1,459,369

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	108,264	303,316
減価償却費	258,566	291,002
減損損失	2,163	18,820
のれん償却額	42,620	43,331
固定資産売却損益(△は益)	△9	△4,654
負ののれん発生益	△17,877	△31,158
固定資産除却損	7,594	1,402
介護報酬返還損	48,343	-
受取保険金	-	△23,000
和解金	-	23,000
貸倒引当金の増減額(△は減少)	2,924	△220
賞与引当金の増減額(△は減少)	△1,696	2,211
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	223	△1,439
受取利息及び配当金	△535	△2,495
助成金収入	△131,542	△162,044
支払利息	66,939	84,688
社債発行費償却	5,580	4,854
売上債権の増減額(△は増加)	△136,546	△108,317
その他の資産の増減額(△は増加)	△51,167	25,481
仕入債務の増減額(△は減少)	39,543	15,235
未払又は未収消費税等の増減額	△6,453	17,689
その他の負債の増減額(△は減少)	66,506	232,068
その他	△947	7,058
小計	302,497	736,829
利息及び配当金の受取額	535	2,495
利息の支払額	△68,812	△85,320
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△228,793	58,592
助成金の受取額	131,583	161,508
保険金の受取額	-	23,000
和解金の支払額	-	△23,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	137,011	874,106

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△514,291	△80,683
有形固定資産の売却による収入	9	27,983
無形固定資産の取得による支出	△347	-
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※ 2 △44,567	-
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	※ 2 20,258
事業譲受による支出	△7,000	-
吸収分割による支出	※ 3 △230,000	-
投資有価証券の取得による支出	-	△5,000
貸付による支出	△121,351	△110,721
貸付金の回収による収入	4,200	2,017
敷金及び保証金の差入による支出	△41,670	△1,389
敷金及び保証金の回収による収入	1,228	171
その他	20	△3,421
投資活動によるキャッシュ・フロー	△953,770	△150,785
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	50,000	-
長期借入れによる収入	1,532,000	391,000
長期借入金の返済による支出	△894,317	△594,790
リース債務の返済による支出	△22,300	△39,531
社債の発行による収入	97,890	-
社債の償還による支出	△204,000	△194,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	559,273	△437,321
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△257,486	285,999
現金及び現金同等物の期首残高	1,133,347	875,861
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1 875,861	※ 1 1,161,860

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 10社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社らしっく、株式会社幸房
株式会社ケアミックス・ジャパン
株式会社プレーゴ、株式会社元気な介護リング
株式会社サンライフ、株式会社Y S W
有限会社プロケア、アート園有限会社
一般社団法人くらしさ
- ・ 連結範囲の変更 アート園有限会社については、株式取得により当連結会計年度から連結の範囲に含めております。
また、一般社団法人くらしさについては、実質的支配権の獲得により当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 棚卸資産

- ・ 商品、原材料及び貯蔵品 先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

ロ その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	4年	～	47年
機械装置及び運搬具	6年	～	10年
工具、器具及び備品	2年	～	10年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。尚、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社と一部の連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。

また当社の一部の従業員と一部の連結子会社において、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・介護福祉事業

介護福祉事業では、顧客との契約に基づき、介護福祉サービスを提供する義務を負っております。これらの契約については、顧客との間に締結した契約に基づいた役務サービスを提供することで履行義務が充足されるため、役務の提供が完了した月を基準に収益を認識しております。

なお、履行義務の対価に変動対価は含まれず、顧客との契約に重要な金融要素は含まれておりません。

また、福祉用具貸与においては、「リース取引に関する会計基準」に基づき収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が及ぶ期間を個別に見積り、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。

ただし、金額が僅少な場合には発生年度に全額を償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
有形固定資産	4,518,766	4,838,185
無形固定資産	307,736	287,667
長期前払費用	131,210	101,883
減損損失	2,163	18,820

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、投資の意思決定をエリア（市区

町村) 単位で行っており、エリアをキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグルーピングしております。なお、居宅介護支援事業は、原則として利用者の過半が自社のサービスを利用しないため、事業所単位でグルーピングをしております。また温泉宿泊施設事業については、同一エリア内の介護事業所と相互補完的な関係にないことから、単独のグルーピングとしております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

②当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、当社グループが今後実施する施策に基づいた事業所等の稼働率、顧客単価及び利用者数の推移予測等を主要な仮定として策定した事業計画によっております。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当社グループの業績が計画通りに推移しない場合には、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があり、翌連結会計年度において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年6月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年6月期の期首から適用します。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「長期貸付金」は、重要性が増したため、当連結会計年度から独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた28,571千円は、「長期貸付金」28,100千円、「その他」471千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
減価償却累計額	2,098,282千円	2,425,587千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
建物及び構築物	2,368,399千円	2,286,471千円
土地	961,647	1,140,239
関係会社株式(注)	460,000	460,000
計	3,790,046	3,886,710

(注) 上記の関係会社株式に関しましては連結財務諸表上、相殺消去しております。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
1年以内償還予定の社債	54,000千円	54,000千円
1年内返済予定の長期借入金	478,709	483,400
社債	173,000	119,000
長期借入金	3,073,699	2,936,967
計	3,779,408	3,593,367

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
役員報酬	123,545千円	127,810千円
給料手当	217,765	261,218
租税公課	172,749	196,553

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
機械装置及び運搬具	9千円	5,333千円
計	9	5,333

※4 負ののれん発生益

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

負ののれん発生益は、株式会社サンライフの株式を取得し、連結子会社化したことに伴い発生したものであります。

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

負ののれん発生益は、一般社団法人くらしさの実質的支配権の獲得により、連結子会社化したことに伴い発生したものであります。

※5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
建物及び構築物	一千円	402千円
土地	—	275
計	—	678

※6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
建物及び構築物	6,828千円	1,053千円
機械装置及び運搬具	344	0
工具、器具及び備品	280	348
その他	141	—
計	7,594	1,402

※7 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

前連結会計年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）

場所	用途	種類	減損損失
北海道登別市	温泉宿泊施設（1ヶ所）	土地	2,163千円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、投資の意思決定をエリア（市区町村）単位で行っており、エリアをキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグルーピングしております。なお、温泉宿泊施設事業については、同一エリア内の介護事業所と相互補完的な関係にないことから、単独のグルーピングとしております。また遊休資産については個別資産ごとにグルーピングしております。

上記資産グループについては、収益性が低下した状態が続いており、当連結会計年度において投資の回収が見込めないと判断したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

事業用資産の回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方としております。正味売却価額は、固定資産税評価額を基礎とし公示価格水準への補正等を行った価額を基に算定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算定しております。

当連結会計年度（自2025年7月1日 至2026年6月30日）

場所	用途	種類	減損損失
北海道登別市	温泉宿泊施設（1ヶ所）	建物及び構築物	2,079千円
		機械装置及び運搬具	2,869
		工具、器具及び備品	4,137
		土地	2,166
大阪府柏原市	デイサービス（2ヶ所）	建物及び構築物	7,150千円
	定期巡回随時訪問介護看護（1ヶ所）	工具、器具及び備品	417
	サービス付き高齢者向け住宅（1ヶ所）		

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、投資の意思決定をエリア（市区町村）単位で行っており、エリアをキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグルーピングしております。なお、温泉宿泊施設事業については、同一エリア内の介護事業所と相互補完的な関係にないことから、単独のグルーピングとしております。また遊休資産については個別資産ごとにグルーピングしております。

上記資産グループについては、収益性が低下した状態が続いており、当連結会計年度において投資の回収が見込めないと判断したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

事業用資産の回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方としております。正味売却価額は、固定資産税評価額を基礎とし公示価格水準への補正等を行った価額を基に算定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算定しております。

※8 前連結会計年度における介護報酬返還損の発生につきましては、人員欠如に伴う減算及び加算の一部が算定不可となったことによる、介護報酬の自主返還金であります。

※9 和解金及び受取保険金につきましては、当社が運営する高齢者向け住宅において発生した入居者に関する事案の解決に伴う和解金の支払い及び、当該事案に関連して損害保険会社から支払いを認定された保険金であります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	3,400	—	—	3,400
合計	3,400	—	—	3,400

(注) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は、当該株式分割前の株式数で記載しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2025年7月1日 至2026年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	3,400	3,396,600	—	3,400,000
合計	3,400	3,396,600	—	3,400,000

(注) 1. 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加3,396,600株は株式分割によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
現金及び預金勘定	895,861千円	1,181,860千円

	前連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
預入期間が3か月を超える定期預金	△20,000	△20,000
現金及び現金同等物	875,861	1,161,860

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）

株式の取得により新規連結子会社となった3社の連結開始時の資産及び負債の内訳並びに当該会社株式の取得価額と連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	169,036千円
固定資産	98,328
のれん	69,902
流動負債	△98,945
固定負債	△138,322
株式の取得価額	100,000
現金及び現金同等物	△55,432
差引：連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	44,567

当連結会計年度（自2025年7月1日 至2026年6月30日）

株式の取得により新規連結子会社となった2社の連結開始時の資産及び負債の内訳並びに当該会社株式の取得価額と連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	63,200千円
固定資産	482,968
のれん	23,606
負ののれん発生益	△31,159
流動負債	△134,255
固定負債	△398,361
株式の取得価額	6,000
現金及び現金同等物	△26,258
差引：連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	△20,258

※3 吸収分割により取得した資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）

吸収分割により取得した資産及び負債の内訳並びに吸収分割による支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	3,410千円
固定資産	219,598
のれん	36,564
固定負債	△29,573
取得価額	230,000
差引：吸収分割による支出	230,000

当連結会計年度（自2025年7月1日 至2026年6月30日）

該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、介護関連の設備(建物、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品)であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に介護サービス事業を行うための事業計画に照らして、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入や社債の発行によって調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金について、その大半は各地域の国民健康保険団体連合会等の保険者であるため、リスクは僅少であります。回収までの期間は概ね短期であり、貸倒実績率は低いものとなっております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金、社債及びリース債務は、主にM&A及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金については、担当部署が取引相手からの入金状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況の悪化等を把握したときは速やかに対応するなどリスク軽減に努めております。

②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金については、金利動向を注視することで金利変動リスクの早期把握を図っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払い期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性のリスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度（2025年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金	1, 327, 344	1, 327, 344	—
資産計	1, 327, 344	1, 327, 344	—
(1) 買掛金	201, 890	201, 890	—
(2) 短期借入金	160, 000	160, 000	—
(3) 社債(*1)	587, 000	581, 135	△5, 864

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(4) 長期借入金(*2)	4,392,364	4,322,777	△69,586
(5) リース債務(*2)	496,069	482,463	△13,605
負債計	5,837,323	5,748,267	△89,056

(*1) 社債は1年内の償還予定分を含んでおります。

(*2) 長期借入金及びリース債務は1年内の返済予定分を含んでおります。

当連結会計年度 (2026年6月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金	1,470,475	1,470,475	—
資産計	1,470,475	1,470,475	—
(1) 買掛金	225,631	225,631	—
(2) 短期借入金	220,000	220,000	—
(3) 社債(*1)	393,000	388,836	△4,163
(4) 長期借入金(*2)	4,530,368	4,490,230	△40,138
(5) リース債務(*2)	539,303	525,736	△13,566
負債計	5,908,302	5,850,434	△57,867

(*1) 社債は1年内の償還予定分を含んでおります。

(*2) 長期借入金及びリース債務は1年内の返済予定分を含んでおります。

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2025年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
売掛金	1,327,344	—	—	—
合計	1,327,344	—	—	—

当連結会計年度 (2026年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
売掛金	1,470,475	—	—	—
合計	1,470,475	—	—	—

(注) 2. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2025年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	160,000	—	—	—	—	—
社債	194,000	164,000	129,000	60,000	30,000	10,000
長期借入金	587,793	550,488	545,550	513,676	406,200	1,788,657

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	29,745	29,267	27,957	27,671	23,552	357,874
合計	971,538	743,755	702,507	601,347	459,752	2,156,531

当連結会計年度（2026年6月30日）

連結附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」をご参照ください。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2025年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年6月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2025年6月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定を含む）	—	581,135	—	581,135
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	4,322,777	—	4,322,777
リース債務（1年内返済予定を含む）	—	482,463	—	482,463
負債計	—	5,386,376	—	5,386,376

当連結会計年度（2026年6月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定を含む）	—	388,836	—	388,836
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	4,490,230	—	4,490,230
リース債務（1年内返済予定を含む）	—	525,736	—	525,736
負債計	—	5,404,803	—	5,404,803

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、時価帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計金額を、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の年金制度を採用しております。また当社の一部の従業員及び一部の連結子会社は退職一時金制度を採用しております。

なお、退職一時金制度については簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
退職給付債務の期首残高	16,591千円	16,814千円
退職給付費用	3,196	3,063
退職給付の支払額	△2,973	△4,502
新規連結子法人取得に伴う増加額	—	12,080
退職給付債務の期末残高	16,814	27,456

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度3,196千円 当連結会計年度3,063千円

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への拠出額は、前連結会計年度22,239千円、当連結会計年度21,917千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. ストックオプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストックオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 500,000株
付与日	2019年7月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年7月1日から2028年9月24日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日とする。

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2026年6月期）において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストックオプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	500,000
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	500,000

(注) 2026年4月1日付で株式分割（1株につき1,000株の割合）後の株式数に換算しております。

②単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格 (円)	46
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

(注) 2026年4月1日付で株式分割（1株につき1,000株の割合）後の価格に換算しております。

3. スtockオプションの公正な評価単価の見積方法

ストックオプション付与日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストックオプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）により算定された価格を勘案して決定しております。

4. スtockオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtockオプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストックオプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	-千円
当連結会計年度において権利行使されたストックオプションの権利行使日における本源的価値の合計額	-千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
	千円	千円
繰延税金資産		
賃上げ促進税制による税額控除	90,653	391,349
減損損失	53,333	55,097
税務上の繰越欠損金(注)2	38,487	31,832
のれん償却	17,795	31,671
資産除去債務	26,795	27,330
賞与引当金繰入超過額	22,719	26,214
その他	87,845	72,123
繰延税金資産小計	337,629	635,619
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△28,275	△20,327
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△159,534	△455,927
評価性引当額小計(注)1	△187,810	△476,255
繰延税金資産合計	149,818	159,364
繰延税金負債との相殺	△120,222	△111,776
繰延税金資産純額	29,596	47,587
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△96,361	△85,722
資産除去債務に対する資産	△12,389	△11,514
その他	△11,561	△30,357
繰延税金負債合計	△120,312	△127,594
繰延税金資産との相殺	120,222	111,776
繰延税金負債純額	△90	△15,817

(注) 1. 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じております。当該変動の主な内容は、賃上げ促進税制による税額控除に係る評価制引当額が増加したものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰越欠損金の繰越期限別金額

前連結会計年度(自2024年7月1日 至2025年6月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	38,487	38,487
評価性引当額	—	—	—	—	—	△28,275	△28,275
繰延税金資産計上額	—	—	—	—	—	10,211	(※2) 10,211

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 当社グループの税務上の繰越欠損金を有する会社において、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に従い、将来の一時差異等のスケジューリングを行った結果、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の一部に対して回収可能性があると判断いたしました。

当連結会計年度(自2025年7月1日 至2026年6月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	31,832	31,832
評価性引当額	—	—	—	—	—	△20,327	△20,327
繰延税金資産計上額	—	—	—	—	—	11,504	(※2) 11,504

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 当社グループの税務上の繰越欠損金を有する会社において、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に従い、将来の一時差異等のスケジューリングを行った結果、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の一部に対して回収可能性があると判断いたしました。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
法定実効税率	34.20%	34.20%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.87	1.16
住民税均等割	3.42	1.75
低税率適用	△2.77	△2.03
各種税額控除等	△40.80	△9.89
評価性引当額の増減	21.97	△4.14
のれんの当期償却額	5.67	3.22
負ののれん発生益	-	△3.51
取得関連費用	5.08	1.57
法定実効税率差異	△0.44	△0.23
その他	△2.65	△5.05
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.57	17.05

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

取得による企業結合

1. 株式会社サンライフの株式取得による連結子会社化

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社サンライフ

事業の内容 住宅(サービス付き高齢者向け住宅)、住宅型有料老人ホーム、訪問介護
居宅介護支援事業所、デイサービス(通所介護)、放課後等デイサービス

②企業結合を行った主な理由

当社グループは、政令指定都市を中心としたドミナント戦略を推進しております。広島エリアの既存拠点にて提供している「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」を、株式会社サンライフで展開しているサ高住に導入することで、グループ全体の収益性を高めることが可能と考えております。また病院や福祉施設への営業展開を強化し、入居率(約50%)を改善することで黒字転換を図り、グループ全体に対する利益の貢献と福祉サービスの提供を通じた地域貢献を目指しております。

③企業結合日 2024年12月31日(みなし取得日)

④企業結合の法的形式 現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称 結合後企業の名称に変更はありません。

⑥取得した議決権比率 100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年1月1日から2025年6月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 0千円

取得原価 0千円

(4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザー費用等 一千円

(5) 負ののれん発生益の金額及び発生原因

①負ののれん発生益の金額 17,877千円

②発生原因

被取得企業の株式取得時の時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しました。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	79,955千円
固定資産	60,197千円
資産合計	140,152千円
流動負債	44,392千円
固定負債	77,882千円
負債合計	122,275千円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	183,322千円
営業損失(△)	△15,645千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

2. 株式会社Y S Wの株式取得による連結子会社化

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社Y S W

事業の内容 住宅型有料老人ホーム、訪問介護、デイサービス(通所介護)

②企業結合を行った主な理由

当社グループは、政令指定都市を中心としたドミナント戦略を推進しております。株式会社Y S Wは関東エリアにおいて上記事業を展開しており、既存拠点との地理的近接性を活かした運営ノウハウの共有が可能であると判断いたしました。本件取得により、関東エリアにおけるサービス提供体制の強化及び収益基盤の安定化を図り、当社グループの中長期的な企業価値向上を目指すものであります。

③企業結合日 2025年3月31日(みなし取得日)

④企業結合の法的形式 現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称 結合後企業の名称に変更はありません。

⑥取得した議決権比率 100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年4月1日から2025年6月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	100,000千円
取得原価		100,000千円

(4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザー費用等 10,000千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん 78,310千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力により発生したものであります。

③償却方法及び償却期間 10年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	82,178千円
固定資産	27,667千円
資産合計	109,846千円
流動負債	47,855千円
固定負債	40,302千円
負債合計	88,157千円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	239,103千円
営業利益	10,117千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

吸収分割による事業承継

1. 企業結合の概要

(1) 吸収分割会社の名称及びその事業の内容

吸収分割会社の名称 廣辯株式会社

承継事業の内容 住宅（サービス付き高齢者向け住宅）、デイサービス（通所介護）
短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問介護
福祉用具貸与、居宅介護支援事業

(2) 企業結合を行った主な理由

函館エリアにおいては2025年2月よりデイサービス、2025年3月より住宅型有料老人ホームの運営を開始しており、既存拠点との地理的近接性を活かした運営ノウハウの共有が可能であると判断いたしました。本件取得により、函館エリアにおけるサービス提供体制の強化及び収益基盤の安定化を図り、当社グループの中長期的な企業価値向上を目指すものであります。

(3) 企業結合日 2025年5月1日

(4) 企業結合の法的形式

廣辯株式会社を吸収分割会社とし、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として廣辯株式会社の事業を取得するためです。

2. 連結財務諸表に含まれる取得した事業の業績の期間

2025年5月1日から2025年6月30日まで

3. 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	230,000千円
取得原価		230,000千円

4. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザー費用等	2,117千円
-----------	---------

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額 36,564千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力により発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間 10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	3,410千円
固定資産	219,598千円
資産合計	223,009千円
流動負債	－千円
固定負債	29,573千円
負債合計	29,573千円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における影響額の算定が困難であるため、記載しておりません。

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

取得による企業結合

1. アート園有限会社の株式取得による連結子会社化

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 アート園有限会社

事業の内容 グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

②企業結合を行った主な理由

当社グループは政令指定都市を中心にドミナント効果を狙ったエリア展開を経営戦略の一つとしており、M&Aによる事業展開を必須と考えております。アート園有限会社は、福岡県福岡市にグループホーム3ユニットを展開しており、当社グループにおける九州エリアでのビジネス領域拡大が見込めるため、当社グループの企業価値の向上につながると考えております。

③企業結合日 2025年9月30日（みなし取得日）

④企業結合の法的形式 現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称 結合後企業の名称に変更はありません。

⑥取得した議決権比率 100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年10月1日から2026年6月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	6,000千円
-------	----	---------

取得原価 6,000千円

(4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザー費用等 13,955千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん金額 23,606千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力により発生したものであります。

③償却方法及び償却期間 10年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	24,547千円
固定資産	193,349千円
資産合計	217,896千円
流動負債	35,946千円
固定負債	199,556千円
負債合計	235,503千円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書

に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高 27,477千円

営業損失(△) △3,989千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

2. 一般社団法人仁生会にしぼりの実質的支配権獲得による連結子会社化

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 一般社団法人仁生会にしぼり

事業の内容 グループホームおよび居宅介護事業所の運営、不動産賃貸

②企業結合を行った主な理由

当社グループは政令指定都市を中心にドミナント効果を狙ったエリア展開を経営戦略の一つとしており、M&Aによる事業展開を必須と考えております。一般社団法人仁生会にしぼりは、北海道函館市にグループホーム、居宅介護事業所等を展開しております。同法人を当社グループに迎えることで、昨期より当社グループにて運営を開始しております「くらしさ函館本通デイサービスセンター」および「ハートToハート」各事業所との連携を強化し、函館エリアにおける事業基盤のさらなる拡大が可能となります。これにより、当社グループの企業価値の向上につながると考えております。

③企業結合日 2026年3月31日(みなし取得日)

④企業結合の法的形式 実質支配力基準に基づく子会社化

⑤結合後企業の名称 一般社団法人くらしさ

⑥取得した議決権比率 -%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

2026年1月28日開催の理事会にて、当社グループの役員2名が社員として就任し、内1名が同日理事として就任いたしました。また2026年2月2日開催の社員総会にて、同法人社員5名が退任したことにより、当社グループの役員が同法人の社員の過半数を占めることとなったため、実質的な支配権を獲得

いたしました。

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間
2026年4月1日から2026年6月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
取得原価および対価の発生はありません。

(4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額
該当事項はありません。

(5) 負ののれん発生益の金額及び発生原因

①負ののれん発生益の金額 31,158千円

②発生原因

被取得企業の実質的支配権獲得時の時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しました。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	38,653千円
固定資産	289,619千円
資産合計	328,273千円
流動負債	98,309千円
固定負債	198,805千円
負債合計	297,114千円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	134,292千円
営業損失(△)	△34,928千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

当社グループの本社及び事業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産除去債務の金額の算定方法物件ごとに使用見込期間を見積り、割引率はリスクフリーレートを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
期首残高	71,593千円	76,906千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3,758	—

	前連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
時の経過による調整額	1,554	1,625
期末残高	76,906	78,532

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
介護福祉事業	8,537,405	10,126,271
その他(注)1	62,903	64,331
顧客との契約から生じる収益	8,600,309	10,190,602
その他の収益(注)2	252,549	333,431
外部顧客への売上高	8,852,858	10,524,034

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない、温泉宿泊事業の売上であります。

2. 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の適用範囲に含まれる「介護福祉事業」の福祉用具貸与収入であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4. 会計方針に関する事項(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,049,838	1,273,601
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,273,601	1,413,644
契約負債(期首残高)	2,855	9,679
契約負債(期末残高)	9,679	16,492

契約負債は、有料老人ホームにおける入居者家賃等の、顧客から受領した前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,855千円であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、9,679千円であります。

(2) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、「介護福祉事業」を単一の報告セグメントとしており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	金額
北海道国民健康保険団体連合会	2,232,285
大阪府国民健康保険団体連合会	1,708,471

（注）当社グループは、介護福祉事業を単一の報告セグメントとしておりセグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	金額
北海道国民健康保険団体連合会	2,788,278
大阪府国民健康保険団体連合会	2,071,236

（注）当社グループは、介護福祉事業を単一の報告セグメントとしておりセグメント情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

当社グループは2,163千円の減損損失を計上しております。

当社グループは、「介護福祉事業」を単一の報告セグメントとしておりますが、減損損失は介護福祉事業に属さない温泉宿泊事業に係る減損損失であります。

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

当社グループは「介護福祉事業」を単一の報告セグメントとしており、同セグメントにて減損損失を7,568千円計上しております。

また、介護福祉事業に属さない温泉宿泊事業に係る減損損失を11,252千円計上しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

当社グループは、「介護福祉事業」を単一の報告セグメントとしておりますが、のれんの償却額及び未償却残高はすべて介護福祉事業に係るものであります。

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

当社グループは、「介護福祉事業」を単一の報告セグメントとしておりますが、のれんの償却額及び未償却残高はすべて介護福祉事業に係るものであります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

当社グループは、「介護福祉事業」を単一の報告セグメントとしておりますが、負ののれん発生益はすべて介護福祉事業に係るものであります。

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

当社グループは、「介護福祉事業」を単一の報告セグメントとしておりますが、負ののれん発生益はすべて介護福祉事業に係るものであります。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前連結会計年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	池田 元気	—	—	当社 代表取締役	被所有 直接35.0%	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証 (注) 1 不動産賃貸借契約に対する債務被保証 (注) 2	1,419,041 167,985	—	—
役員	幸坂 侑哉	—	—	当社 専務取締役	—	債務被保証	不動産賃貸借契約に対する債務被保証 (注) 2	14,982	—	—

(注) 1. 当社銀行借入に対して債務保証を受けており、取引金額は期末時点の保証残高であります。なお、保証料等の支払は行っておりません。

2. 不動産賃貸借契約に対して債務保証を受けており、取引金額は年間の支払賃料であります。なお、保証料等の支払は行っておりません。

当連結会計年度（自2025年7月1日 至2026年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	池田 元気	—	—	当社 代表取締役	被所有 直接35.0%	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証 (注) 1 不動産賃貸借契約に対する債務被保証 (注) 2	882,001 167,025	—	—
役員	幸坂 侑哉	—	—	当社 専務取締役	—	債務被保証	不動産賃貸借契約に対する債務被保証 (注) 2	14,982	—	—

(注) 1. 当社銀行借入に対して債務保証を受けており、取引金額は期末時点の保証残高であります。なお、保証料等

の支払は行っておりません。

2. 不動産賃貸借契約に対して債務保証を受けており、取引金額は年間の支払賃料であります。なお、保証料等の支払は行っておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前連結会計年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	幸坂 侑哉	—	—	当社専務取締役	—	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証 (注) 1	405,155	—	—

(注) 1. 当社子会社の銀行借入に対して債務保証を受けており、取引金額は期末時点の保証残高であります。なお、保証料等の支払は行っておりません。

当連結会計年度（自2025年7月1日 至2026年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	幸坂 侑哉	—	—	当社専務取締役	—	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証 (注) 1	109,091	—	—

(注) 1. 当社子会社の銀行借入に対して債務保証を受けており、取引金額は期末時点の保証残高であります。なお、保証料等の支払は行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
1株当たり純資産額	355円23銭	429円23銭
1株当たり当期純利益	23円46銭	74円00銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 2026年4月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	79,766	251,591
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	79,766	251,591
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,400,000	3,400,000

	前連結会計年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	当連結会計年度 (自2025年7月1日 至2026年6月30日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類（新株予約権の数500個）。 なお、新株予約権の概要は「第5 発行者の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権1種類（新株予約権の数500個）。 なお、新株予約権の概要は「第5 発行者の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(連結子会社による事業譲受)

当社は、2026年8月14日開催の定例取締役会において、連結子会社である株式会社幸房が、サービス付き高齢者向け住宅事業「i・ケアマンションゆき」の事業譲受契約を締結する旨を決議いたしました。

1. 事業譲受の概要

(1) 相手先企業の名称及びその事業の内容

相手先企業の名称 更生会社株式会社ウェブ・エージェンシー
譲受事業の内容 住宅（サービス付き高齢者向け住宅）

(2) 事業譲受を行った主な理由

当社グループは、政令指定都市を中心としたドミナント戦略を推進しております。広島エリアにおいては既存拠点との地理的近接性を活かした運営ノウハウの共有が可能であり、同エリアにて展開しております「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」を中心としたサービス提供体制の強化を図ってまいります。また本件取得により、広島エリアにおける収益基盤の安定化を図り、当社グループの中長期的な企業価値向上を目指すものであります。

(3) 事業譲受日 2026年9月1日

(4) 企業結合の法的形式 現金を対価とする事業譲受

2. 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 200,000千円
取得原価 200,000千円

3. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等：21,250千円

4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 事業譲受日に受け入れる資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(本社移転及び不動産取得)

当社は、2026年6月30日開催の取締役会において、本社を移転することを決議しておりましたが、2026年7月1日付にて、不動産売買契約を締結し、2026年7月31日付にて、売買代金の決済を完了し、所有権の移転を受けました。本社移転及び不動産売買の概要につきましては以下のとおりです。

(1) 移転先 札幌市西区二十四軒3条5丁目1-14

(2) 移転時期 2026年11月（予定）

(3) 移転理由

事業拡大に伴う人員増加に備えた、執務スペースの確保及び業務効率化を図ることを目的としております。

(4) 取得価額 土地 111,917千円

建物 66,643千円

(5)業績に与える影響

本社移転に伴う費用については精査中であります。

(6)その他

同一市内の本社移転であるため、定款上の本店所在地の変更はございません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社 元気な介護	第3回無担保社債 (注) 1. 2	2019年 6月25日	80,000	60,000 (20,000)	0.385	土地・建物	2029年 6月25日
株式会社 元気な介護	第5回無担保社債 (注) 1. 2	2020年 9月25日	110,000	90,000 (20,000)	0.399	土地・建物	2030年 9月25日
株式会社 元気な介護	第6回無担保社債 (注) 1. 2	2020年 9月25日	37,000	23,000 (14,000)	0.376	土地・建物	2027年 9月24日
株式会社 元気な介護	第7回無担保社債 (注) 1. 2	2021年 3月25日	30,000	—	0.300	—	2026年 3月25日
株式会社 元気な介護	第7回期限前償還条項付 無担保社債 (注) 1. 2	2022年 7月29日	90,000	50,000 (40,000)	0.480	—	2027年 7月30日
株式会社 元気な介護	第8回無担保社債 (注) 1. 2	2023年 6月26日	90,000	60,000 (30,000)	0.200	—	2028年 6月26日
株式会社 元気な介護	第8回無担保社債 (注) 1. 2	2023年 6月30日	60,000	40,000 (20,000)	0.160	—	2028年 6月30日
株式会社 元気な介護	第9回無担保社債 (注) 1. 2	2024年 10月25日	90,000	70,000 (20,000)	0.900	—	2029年 10月25日
合計	—	—	587,000	393,000 (164,000)	—	—	—

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
164,000	129,000	60,000	30,000	10,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	160,000	220,000	1.7	—
1年以内に返済予定の長期借入金	587,793	594,292	1.6	—
1年以内に返済予定のリース債務	29,745	44,681	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	3,804,571	3,936,076	1.6	2027年～2046年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	466,323	494,621	—	2027年～2052年
合計	5,048,433	5,289,671	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。) の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	630,296	598,422	490,946	354,031
リース債務	43,068	42,507	38,018	23,635

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎年9月
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL https://genkinakaigo.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年9月28日

株式会社元気な介護
取締役会 御中

かがやき監査法人

大阪事務所

指 定 社 員

公認会計士

業務執行社員

上田 勝久

指 定 社 員

公認会計士

業務執行社員

森 永 琢 磨

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社元気な介護の2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社元気な介護及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び

阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年9月28日

株式会社元気な介護
取締役会 御中

かがやき監査法人

大阪事務所

指 定 社 員

公認会計士

上田 勝久

業務執行社員

指 定 社 員

公認会計士

森 平 琢磨

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、証券会員制法人札幌証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第125条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社元気な介護の2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社元気な介護及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び

阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上